



目 次

告 示	ページ
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出 (漁業管理課)	1
○道路の供用開始 (2件) (道 路 課)	1
高知県人事委員会規則 ◎管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	1

告 示

高知県告示第78号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和元年5月21日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

幡多郡大月町	徳 弘 秀 治
” ”	山 岡 勝 彦
” ”	中 野 健 志

(2) 加入区の名称

安満地加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

すくも湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和元年5月21日から同年6月4日まで

(2) 縦覧場所

すくも湾漁業協同組合安満地支所

高知県告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和元年5月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年5月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 高知土佐
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市鶴来巢177番3から 高知市朝倉西町二丁目114番2まで	6	令和元年5月21日
高知市朝倉西町二丁目114番2から 高知市朝倉西町二丁目114番16まで	16	令和元年5月21日

高知県告示第80号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和元年5月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年5月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 高知土佐
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市朝倉西町二丁目67番3から 高知市朝倉西町二丁目56番1まで	75	令和元年5月21日
高知市針木本町38番14	5	令和元年5月21日

人 事 委 員 会 規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月21日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和45年高知県人事委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の出先機関の項中「所長（所内事務所の所長を含む。）」を「所長（所内事務所の所長を含む。） 企画監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。